

第4回

公衆衛生医師の育成・確保のための 環境整備に関する検討会議事録 (案)

日 時：平成16年10月22日（金） 10：30～12：17

場 所：厚生労働省共用第7会議室

横尾地域保健室長 それでは定刻となりましたので、ただいまより「第4回公衆衛生医師の育成・確保のための環境整備に関する検討会」を開会いたします。

はじめに本検討会の委員の出席状況についてでございますが、小幡先生が少し遅れられているというようなことでございますが、全員、出席予定でございます。

それでは本日の資料の確認をさせていただきます。お手元に配付してございます検討会の資料でございますが、資料の1としまして第3回公衆衛生医師の育成・確保のための環境整備に関する検討会議事録（案）でございます。本議事録は既に各委員の方々に発言内容等を御確認いただき、誤り等を訂正させていただきましたので厚生労働省ホームページに掲載し、公表させていただくこととしたいというふうに思っております。

本日の議事1の公衆衛生医師の育成・確保に関するアンケート調査結果についての資料といたしまして資料の2でございますが、公衆衛生医師の育成・確保に関するアンケート調査結果でございます。これは委員の皆様方に事前にお送りしたものに誤字、脱字等につきまして若干、修正を加えたものでございます。

続きまして議事2の公衆衛生医師の育成・確保のための環境整備に関する検討会報告書骨子案についてでございますが、資料の3でございますが、公衆衛生医師の育成・確保のための環境整備に関する検討会報告書骨子（案）でございます。

引き続きまして議事3の公衆衛生医師の育成・確保のための環境整備に関する基本的枠組み案の資料といたしまして資料の4でございますが、公衆衛生医師の育成・確保のための環境整備に関する基本的枠組み（案）でございます。お配りした資料は以上でございます。

なお、前回までの資料につきましてはお手元の青いハードファイルに綴じてございますので随時、御覧ください。検討会終了後、今回の資料も別途綴じておきますのでハードファイルにつきましては机の上にそのまま置いていただきますようお願いいたします。

それではこの後の進行は納谷座長にお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

納谷座長 はい。それではさっそく始めさせていただきますが、本日の議題はお手元の次第に書いてございますように、まず、最初にアンケート調査の結果についての御報告をいただきます。それからさきほど資料で御説明がございましたが、公衆衛生医師の育成・確保のための環境整備に関する検討会報告書骨子案についてと、3つめが公衆衛生医師の育成・確保のための環境整備に関する基本的枠組み案について、その他となっているようでございます。

それでは最初の議題のいわゆるアンケート調査結果についてでございますが、資料に基づきまして

事務局から、随分大部なものなのですが、要領よく御説明をいただけますでしょうか。よろしく願いします。

野崎技官 それでは資料の2、公衆衛生医師の育成・確保に関するアンケート調査結果について御説明をさせていただきます。大変長い資料ですが、簡単に御説明をさせていただきます。

まず、最初のページですが、今回のアンケートですが、地方公共団体と医育機関、公衆衛生医師の三者に対して実施をしております。地方公共団体は保健所を設置している127団体に対しまして、また、医育機関は全国衛生学・公衆衛生学教育協議会に加盟をしている医育機関の講座のうち、医学部学生への講義を担当している講座、185講座を対象に、また、公衆衛生医師につきましては全国所長会を通じまして地方公共団体に勤務している公衆衛生医師、815名に対し電子メール及びファクシミリにて送付をしております。

実施時期は平成16年の8月です。回収状況でございますが、地方公共団体は127団体、回収率100%、医育機関につきましては134講座、回収率72.4%となっております。また、公衆衛生医師につきましては449名、回収率55.0%となっております。

3番目の公衆衛生医師の属性ですが、回答者の年齢は50歳代が39.2%と最も多く、また、行政経験年数としましては5年以下の者が25.8%と最も多くという分布になっております。

続きまして2ページ目、勤務している地方公共団体といたしましては都道府県が71.3%、以下、指定都市16.5%、中核市6.2%、その他政令市1.8%、特別区3.8%となっております。また、勤務している機関としましては保健所が81.5%と最も多く、また、職級としまして保健所長が全体の62.1%となっております。また、主な業務といたしましては、こちら、複数回答ですが、組織のマネジメントが74.6%と最も多くなっております。

では、本題のアンケートの結果につきまして御説明をいたします。こちらのまとめの構成ですが、地方公共団体、医育機関、公衆衛生医師、それぞれの結果につきまして各項目それぞれごとにまとめてあります。

まず、最初の学生に対する講義の工夫についてでございます。こちらは地方公共団体に勤務している公衆衛生医師が医育機関で講義をするなどの工夫をするといったことでございますが、地方公共団体における実施状況としましては実施している44.9%、半分弱となっております。また、医育機関におきましては70%となっております。公衆衛生医師に聞いた有効性についてでは54%が有効であり、実現可能であると答えております。

現在、その実施状況といたしましては、まず、医育機関の調査によりますと県庁あるいは保健所に

勤務している医師に講義をしていただいているというものでございます。また、実施ができないと答えている理由ですけれども、主に地方公共団体では医師が保健所に単独配置になっているため対応できないといったものと、あと、業務が多忙であるためとなっております。また、医育機関の理由としましては、講義の分担上、公衆衛生医師が講義する内容がない、あるいは時間の枠がない、そのようなカリキュラムがないという回答となっております。

また、実現のために必要な取組というものを公衆衛生医師に聞いておりますが、医育機関との連携、また、時間的な制約、業務量が多く、充実した講義を行う余裕がない。また、公務としての位置づけができていないということ、また、講義の内容、効果的な講義を実施するだけの、また、スキル、内容等に問題があるというお答えでございます。

続きまして学生に対する実習の工夫ですが、こちらは主に保健所における学生の実習について聞いております。地方公共団体では85団体、66.9%、実施していると回答がありまして、医育機関では56.0%となっております。公衆衛生医師に聞いた有効性については42.5%が有効であり、実現可能であると答えております。主にこれは夏期以外に小グループに分かれて保健所実習を実施している。あるいは夏期実習としまして帰省先で実施できるように調整しているといった内容となっております。

できない理由ですけれども、看護師等学校養成所の学生実習等、受け入れも多く、新たな医学生の実習の受け入れは困難である。あるいは医師の配置が保健所長1名であるため、実施が困難であると。あるいは医育機関からの実習の要望がないといった回答です。また、医育機関から出てきました実施できない理由としましては、受け入れ側から申し出がない。あるいは他の形での実習をしているということが答えとして上がっております。

これらを実現する必要な取組としましては時間的な制約、あるいは講師のスキル、また、カリキュラムや教材開発等の、そういった体制について整備をしていく必要があると。また、これを公務として認めていること、地方公共団体におけるスタッフ等の十分な理解、また、医育機関等の理解ということが必要であるという回答となっております。

続いて3番目の医育機関における進路説明会の活用についてでございます。こちらは地方公共団体では120団体、94.5%が実施をしていない。また、医育機関においては41.0%が実施をしているという回答となっております。こちらの有効性についても現段階において有効であり、実現可能であるというのが47.0%、有効ではないという回答も108名、24.1%となっております。主にこれらの実施状況ですが、医科大学の中で進路説明会に保健所、あるいは本庁の医師が説明に来てもらっているという内容、あるいは講義を通じて行っているという回答も含まれております。

また、実施できない理由としましては、地方公共団体からは当面採用する予定がない、現在、公募を想定していないという回答が主になっております。また、医育機関としてはそもそも進路説明会というものが無い、あるいは教室として参加していないという回答となっております。これらを実現させるための取組としましては、医育機関、人事担当者との理解と、また、連携が必要であると。また、説明する者が経験豊富で、魅力のある者がやるべきであるという回答となっております。

続きまして卒後臨床研修についてでございます。こちらは主に積極的な臨床研修の受け入れと、また、少なくとも地域保健・医療研修のうち、保健所研修を2週間以上実施するという内容となっておりますが、まず、地方公共団体での実施状況、96.1%が実施できる。また、医育機関における実施予定としましては44.0%が実施予定であり、また、公衆衛生医師による実現の有効性については46.8%が有効であると回答しております。

これらの臨床研修を実施できないという理由としましては、主に1週間の予定にしている、あるいは1～3日の受け入れで2週間の程度の長期受け入れについてはマンパワー等の問題によってできないという回答であります。また、医育機関としましては卒後臨床研修に関しては担当をしていないと。あるいは大学の方針として参画する予定がない。また、企画委員に入っていない等の回答となっております。

これらの実現のための必要な取組といたしましては、時間的な余裕が必要ということと、また、一定以上の指導者の安定な確保が必要ということです。また、内容、研修のプログラム等の作成、また、人員の配置、また、体制整備等、必要という意見が出ております。

続きまして生涯教育、社会人教育等についての質問でございます。こちらは社会人大学院や医師会の生涯教育制度等による臨床医を含めた医師全体の公衆衛生に関する知識や関心を高めるといった話ですけれども、医育機関における実施状況としましては61.2%が実施をしていると。また、39.6%の医師が有効であると回答しております。

できない理由としましては医育機関では教官が不足している。また、実験主体の研修室なので、そういうような希望がないという回答となっております。また、実現のための取組としましてはこちらも関係者の理解、大学院、医師会等の理解協力を得ることが必要であるということと、また、本庁の理解と連携が必要と。また、内容、効果的な実施方法、カリキュラム等についての検討も必要であると。また、それを指導できる人材の養成と言われております。また、学位・資格等のインセンティブとして一定の研修を受けた後に公衆衛生の認定医、あるいは専門医といったものの授与、優遇措置等を講じるということも検討が必要という意見が出ております。

続いてホームページ等の媒体を活用しました普及啓発についての質問です。まず、最初の普及啓発につきましてですが、募集をする際にモデルとなるような複数の公衆衛生医師からのメッセージ等の、いわゆるロールモデルといったものの明示をするかどうかという問題です。現在、地方公共団体で89.0%が実施をしていないと答えています。また、公衆衛生医師の意見としましては67.9%が有効であると答えております。

こちらの主に実施できない理由としましては、公募をしていないという意見、また、募集の予定がないという意見が多く占めております。医育機関の実施できない理由としましてはスタッフの不足と、あと、大学の教室ではなく保健所・地方公共団体が自ら実施する方が望ましいのではないかと回答となっております。これの実現のための取組としましては、人事課等との調整、また、モデルとなるような公衆衛生医師の選定が重要であると。また、それ以前に公衆衛生医師の募集形態、公募とするという必要があるのではないかと意見をいただいております。

続いて普及啓発の2番目ですが、ホームページ、雑誌、新聞、広報誌、専門誌等、あらゆるメディアを使用しました積極的な掲載をしていくという問題についてですが、こちら、地方公共団体、87.4%が実施をしていない。また、医育機関についても74.6%が実施をしていないと回答をしております。また、有効性については66.6%が有効であるという回答をしております。

次の頁の実施をできない理由としましては、地方公共団体が現在、公衆衛生医師を採用する予定がないということ、また、公募制ではないということも理由として上げております。医育機関につきましてはスタッフが不足していること、また、こちら大学も大学の教室ではなく保健所・地方公共団体が自ら実施すべきであることが望ましいというふうに回答をいただいております。また、こちらの実現のための必要な取組につきましては、公衆衛生医師の方の意見によりますと予算、あと、関係者の意識、掲載する内容等についての検討が必要だという回答です。

続いて3番目、ブロック会議を開催し説明会等を行うという件につきましては、参加の意思について地方公共団体では78.0%、また、医育機関では71.6%があれば参加をすると回答をいただいております。実施できない理由としましては、こちら、地方公共団体では採用計画がないこと、また、現時点では必要性がないといった回答となっております。

続きまして普及啓発の4番目、リーフレットの作成についてです。現在、地方公共団体、93.7%が実施をしていないと回答しております。こちらの実施できないとしております理由としましては、採用人数が若干名であり、かつ、毎年、公衆衛生医師の確保を必要としているわけではないということ、また、現段階では地方公共団体単位では実施を考慮せず、国または広域的な取組が必要な

ではないかという回答をいただいております。こちらの実現のための必要な取組としましては、予算ももちろんですが、配付先をどこにするのかを検討する必要があるということと、また、その内容について検討する必要があるという回答をいただいております。

続きまして公衆衛生医師の採用と確保についての質問に移ります。まず、最初は採用計画の策定についてでございます。現在の欠員を補充するような形の採用ではなく、年齢構成等を考慮した、また、若手を育成して養成していくということを基本とする計画の採用を実施するという点についてお訊ねしております。

現在、実施していると回答した団体が21.3%となっております。次の頁の実施できない理由についてですけれども、行政改革を進めており、県全体の職員数を削減している中での欠員補充以外の採用というのは困難ではないのか、あるいは計画的な採用を行うだけの財政的な余裕がない。あと、現段階で既に最低少なくとも2名の医師を配置しているということ、あるいは公衆衛生医師全体、医師の総体が少なく、また、その確保そのものが困難である、年齢構成等を考慮することができない現状であるという回答をいただいております。

こちらの実現のための必要な取組についてですけれども、人事担当部局の理解を得ること、また、大学、あるいは本庁、人事関係課との調整、連携が必要であるということ、また、実施方法の工夫として臨床の医師を公衆衛生医師として養成するプログラムを作る必要性、また、大学の医局との調整、また、全国的なネットワーク、データベースの整備、また、県や地域ブロック毎での採用・養成、あるいはそれ以前に公募を行うということ、あるいは採用計画策定の義務付け等が必要ではないかという回答が出ております。

続きまして募集方法の工夫です。ホームページや雑誌等、定期的を実施すること。また、その後、ホームページ等につきましては随時の閲覧ができるようにという内容ですけれども、現在、13団体、10.2%の地方公共団体が実施をしていると回答しております。主にこちら、実施状況ですけれども、例えばホームページで募集をかけて募集期間が過ぎたらホームページを削除する、あるいは一定期間見られるようにしておく、あるいは1年中、ずっと見られるようにしているというパターンの掲載方法があるということです。

実施できない理由としましては欠員補充型の採用を実施していること、あるいは募集を公募していないということを理由として上がっております。また、必要な取組としましては関係者の理解、勤務条件の改善等が必要ということでもあります。

また、次の問題ですが、人事交流についての質問です。現在、26.0%が実施をしていると回答を地

方公共団体はしております。また、実施できない理由としましては、県内で実施している等、また、処遇面で合えばできるということでございます。

ちょっと急いでいきます。続いて奨学金制度についての問題でございます。現在、実施していると、こちらのアンケートに回答がありましたのは地方公共団体で5団体となっております。こちら、できない理由としましては財政、あるいは定員の充足等が出ております。制度として、あるいはこちら、有効性を評価するという意見というのがなかったということでございます。

続きまして5番目、公衆衛生医師確保推進登録事業の活用についてです。こちら、現在、10団体が登録をしております。今後、登録の普及啓発をPRしていく必要があるという意見をいただいております。

公衆衛生医師の育成について主に聞いた項目に入ります。まず、研修計画の策定ですが、実施している団体は16団体、12.6%となっております。こちらの計画を策定できない理由としましては医師の配置が1名であり、長期の研修は支障が出ているということが理由として上がっております。こちらの取組としては調整や体制整備、医師の複数確保が必要であるというご指摘をいただいております。

続きましてジョブ・ローテーションの充実についてですが、現在、40%が実施しているという回答であります。本庁、衛生研究所、あるいは厚生労働省との人事交流をしているということです。できない理由としては、まず、医師の複数配置がほとんどできていないためOJTが困難であるという御回答であります。

続いて3番目、研究事業への参加についてです。まず、実施しているが30%となっております。できない理由としては公衆衛生医師の人数が充分でないためであると。また、あるいは財政面から廃止となっているというお答えをいただいております。

続いて4番目、保健所の医師の複数配置についてですが、68.5%の自治体で実施をしているという回答です。できない理由としましては保健所の医師の年齢構成、配置可能数から実施が困難、あるいは不足しているため、あと、財政措置が担保されればという問題となっております。

続きまして各機関の連携についてですが、7.9%が実施していると。地方公共団体から回答をいただいております。こちらのできない理由としましては医師の採用を予定していないということで必要性がないということの回答となっております。

続きまして6番目、公衆衛生関係の情報提供についてでございますけれども、24講座、17.9%、医育機関が実施をしていると回答しております。こちらができない理由としましては提供するだけのデータを持ち合わせがない、あるいは教官の不足、また、地方公共団体からの照会がないということが